

# 控 訴 状

2017（平成29）年10月23日

仙台高等裁判所 民事部 御 中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 安 田 純 治  
菊 池 紘  
加 藤 芳 文  
荒 木 貢  
南 雲 芳 夫  
中 野 直 樹  
久 保 木 亮 介  
渡 邊 純  
馬 奈 木 巖 太 郎

外

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求控訴事件

訴訟物の価額 156億5895万4799円

貼用印紙額 2622万4904円

上記当事者間の福島地方裁判所平成25年(ワ)第38号、第94号、第175号、平成26年(ワ)第14号、第165号、第166号「生業を返せ、地域を返せ！」原状回復等請求事件等につき、2017(平成29年)10月10日判決言渡があり、同年10月10日判決正本の送達を受けたが、控訴人らは下記判決に不服であるから控訴を提起する。

#### 原 判 決 の 主 文

- 1 本件訴えのうち、原状回復請求に関する訴えをいずれも却下する。
- 2 本件訴えのうち、平成29年3月22日以降の損害賠償金の支払を求める訴えをいずれも却下する。
- 3 原告らの被告東京電力ホールディングス株式会社(被告東電)に対するその余の主位的請求(一般不法行為に基づく請求)をいずれも棄却する。
- 4 被告東電は、別紙6認容金額目録の各「被告東電認容額」欄に記載のある原告に対し、各「被告東電認容額」欄記載の金員及びこれに対する平成23年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 原告らの被告東電に対するその余の予備的請求(原賠法に基づく請求)をいずれも棄却する。
- 6 被告国は、別紙6認容金額目録の各「被告国認容額」欄に記載のある原告に対し、各「被告国認容額」欄記載の金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 7 原告らの被告国に対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 8 訴訟費用は、
  - (1) 別紙6認容金額目録の各「被告東電認容額」欄に記載のない原告らとの関係で生じた費用は原告らの負担とし、
  - (2) 別紙6認容金額目録の各「被告東電認容額」欄に記載があり、「被告国認容額」欄に記載のない原告らとの関係で、被告国に生じた費用は原告らの負担とし、原告ら及び被告東電に生じた費用はこれを20分し、その1を被告

- 東電の、その余を原告らの負担とし、
- (3) 別紙6 認容金額目録の各「被告東電認容額」欄及び「被告国認容額」欄のいずれにも記載がある原告らとの関係で原告ら及び被告らに生じた費用はこれを20分し、その1を被告らの負担とし、その余を原告らの負担とする。

### 控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人らは、各自、各控訴人ら（承継控訴人を除く。）に対し、それぞれ別紙控訴人目録の「旧居住地」欄記載の居住地において、空間線量率を1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下とせよ。
- 3 損害賠償請求（平穩生活権侵害）

#### (1) 提訴時までの確定損害分

被控訴人らは、各自、

ア 別紙控訴人目録の「事件番号」欄に「○○○○」とある控訴人（承継控訴人を除く。）については各132万円、

イ 別紙控訴人目録の「事件番号」欄に「○○○○」とある控訴人（承継控訴人を除く。）については各165万円、

ウ 別紙控訴人目録の「事件番号」欄に「○○○○」とある控訴人（承継控訴人を除く。）については各192万5000円、

エ 別紙控訴人目録の「事件番号」欄に「○○○○」とある控訴人（承継控訴人を除く。）については各231万円、

及び各金員に対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

#### (2) 提訴後損害分

被控訴人らは、各自、

ア 別紙控訴人目録の「事件番号」欄に「○○○○」とある控訴人（承継控訴人

を除く。)については平成25年3月11日から、  
イ 別紙控訴人目録の「事件番号」欄に「○○○○」とある控訴人(承継控訴人を除く。)については平成25年9月11日から、  
ウ 別紙控訴人目録の「事件番号」欄に「○○○○」とある控訴人(承継控訴人を除く。)については平成26年2月11日から、  
エ 別紙控訴人目録の「事件番号」欄に「○○○○」とある控訴人(承継控訴人を除く。)については平成26年9月11日から、  
それぞれ各「旧居住地」欄記載の居住地において空間線量率が1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下となるまでの間、各1か月5万5000円の割合による金員を支払え。

### (3) 承継控訴人関係

(略)

## 4 損害賠償請求(ふるさと喪失)

被控訴人らは、各自、

- (1) 別紙控訴人目録の「○○○○」欄又は「○○○○」欄に記載のある原告(承継控訴人を除く。)に対し、各660万円、
- (2) 控訴人兼亡○○○○承継人○○○○に対し、1320万円、
- (3) 控訴人兼亡○○○○承継人○○○○に対し、660万円、

及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 訴訟費用は第一審、第二審とも被控訴人らの負担とする。

6 仮執行宣言

との判決を求める。

## 控 訴 の 理 由

追って準備書面で明らかにする。

## 添 付 書 類

- |   |       |         |
|---|-------|---------|
| 1 | 資格証明書 | 1 通     |
| 2 | 訴訟委任状 | 追って提出する |